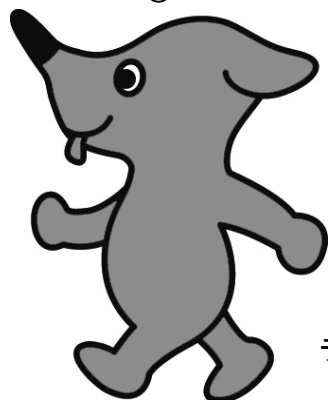


飲食店等のサービス業を営まれている方へ

喫煙環境を店頭に表示しましょう！

禁煙・分煙等の喫煙環境が店頭に表示してあることで、たばこを吸う人も吸わない人も、お店を選びやすくなります。「吸わない人に吸わせない」ことが受動喫煙を防止する上で大切です。



チーバくん

千葉県では店頭表示用として禁煙・分煙・時間禁煙の3種類の受動喫煙防止対策ステッカーを無償配布しています。

配布を希望される方は、本チラシ裏面の申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX又はメールにて以下の宛先まで送付してください。

<申込書送付先>

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部
健康づくり支援課 健康ちば推進班
TEL : 043-223-2660
FAX : 043-225-0322
メール : kenpro@mz.pref.chiba.lg.jp

〇詳しくは県ホームページで…

千葉県 受動喫煙防止対策

QRコードはコチラ



検索

<受動喫煙防止対策ステッカー>



赤色



青色



緑色

※ステッカーは全て A5 サイズです。

※指定日禁煙・喫煙可を含めた各表示例は県ホームページからダウンロード可能です。ステッカーと併せて御活用ください。

千葉県健康福祉部健康づくり支援課

受動喫煙防止対策ステッカー申込書

平成 年 月 日

千葉県健康福祉部健康づくり支援課長 様

施設名： _____

所在地： _____

電話番号： _____ 担当者名： _____

利用者及び従業員等の健康の保持増進を図り、快適で良好な施設環境を形成するため、下記のとおりステッカーの配布を申し込みます。

記

<p>施設区分</p> <p>※該当する番号に○を付けてください。 ※その他に該当する場合は併せて括弧内に詳細を記入してください。</p>		<p>① 劇場・映画館</p> <p>② レジャー施設（動植物園・ボウリング場・カラオケボックス等）</p> <p>③ 遊戯施設（パチンコ・スロット店、マージャン店、競馬場等）</p> <p>④ デパート・大型小売店舗</p> <p>⑤ スーパー・小売店</p> <p>⑥ 宿泊施設</p>		<p>⑦ 金融機関</p> <p>⑧ 飲食店・喫茶店</p> <p>⑨ 料亭・居酒屋</p> <p>⑩ 理容所・美容所</p> <p>⑪ 公衆浴場</p> <p>⑫ その他</p> <p>()</p>	
		必要枚数	施設要件		
配布を希望するステッカーの種類	① 禁煙	枚	・建物内又は敷地内を終日禁煙としている。		
	②分煙	枚	<p>○以下の項目を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙区域と禁煙区域が壁等で完全に分離されている（同じ空間で喫煙席と禁煙席を分けているだけでは不可）。 ・十分な能力の換気扇等の排気装置があり、喫煙区域の煙を屋外に排出している（空気清浄機の設置のみでは不可）。 ・喫煙可能区域の場所を明確に表示している。 		
	③時間禁煙	枚	<p>○以下の項目を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間以上禁煙の時間を設定する。 ・禁煙時間帯は灰皿を置いていない。 		

※支店・系列店分を併せて申し込むことも可能ですが、その場合は、各店舗の名称・所在地、店舗ごとの必要枚数がわかる書類を添付してください。